

1 目的

県内の海岸漂着ごみ及び清掃の実態を把握して、県、市町、海岸管理者、ボランティア団体等の関係者による海岸漂着ごみの清掃の連携・協力した対策のあり方を検討し、地域における海岸漂着ごみ対策を推進することにより、瀬戸内海の良い景観及び環境の維持・向上を図る。

2 海岸漂着ごみを巡る情勢

平成21年7月15日、海岸漂着物処理推進法が公布・施行され、関係者の協力・連携のもと、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針が示された。

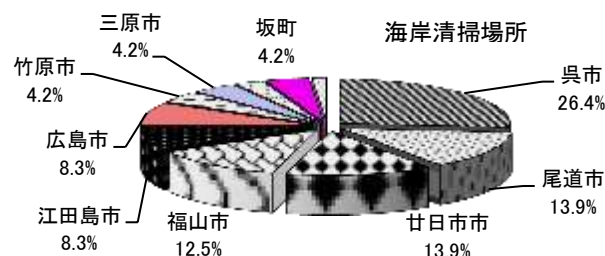
他県等において、海岸漂着物対策を推進するため、法に基づく地域計画の策定、計画に基づく関係者の連携の対応が図られている。

3 県内の海岸漂着ごみ及び清掃活動の状況

県内の海岸漂着ごみ等の実態を把握するため、清掃実施者を対象にアンケート調査票を送付し、結果を取りまとめた。

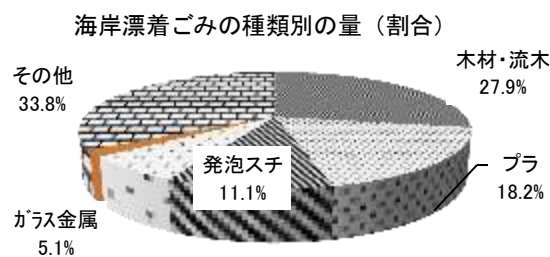
(1) 活動状況

- 海岸清掃を実施している団体は80団体で、漁協が24（30.0%）、NPO等団体が22（27.5%）、事業者20（25.0%）、公的機関（学校、市町）が14（17.5%）であった。
- 海岸清掃の実施場所は72カ所で、呉市が19カ所（26.4%）、尾道市が10カ所（13.9%）、廿日市市が10カ所（13.9%）などであった。



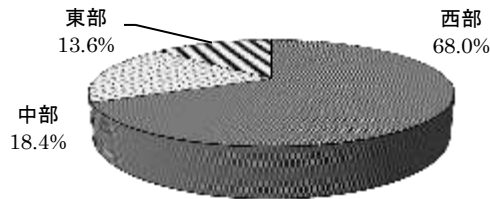
(2) 海岸漂着ごみの発生状況

- 海岸清掃を実施した団体により、1年間で、約154トンの海岸漂着ごみが回収されていた。
- 回収されたごみの種類について、最も多いのは木材・流木類が約43.3トン（27.9%）、次いでプラスチック類が約28.2トン（18.2%）、発泡スチロールが約17.2トン（11.1%）で、この3種類で6割を占めていた。
- 特に目立ったものとして、木材・流木類では流木やカキ筏用の竹、プラスチック類ではカキ筏を接合するパイプ、ペットボトル等の飲料容器、食品容器・包装、発泡スチロールではカキ筏のフロートが多かった。
- ごみの回収量を、県内の西部、中部、東部の地域別[※]に見ると、西部（広島市・江田島市・坂町・廿日市市）が105.3トン（県全体の68.0%）、中部（呉市・東広島市・竹原市・大崎上島町）が28.5トン（同18.4%）、東部（三原市・尾道市・福山市）が21.0トン（同13.6%）となっており、圧倒的に西部のごみ量が多い状況にあった。

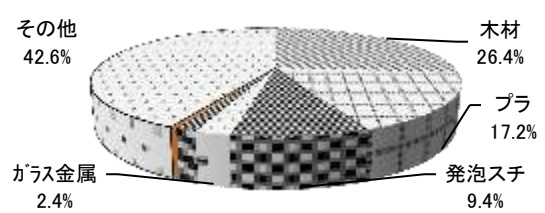


※ 西部は倉橋島以西、中部は倉橋島以东～高根島、東部は高根島以东で区域分け

海岸漂着ごみの地域別の量（割合）

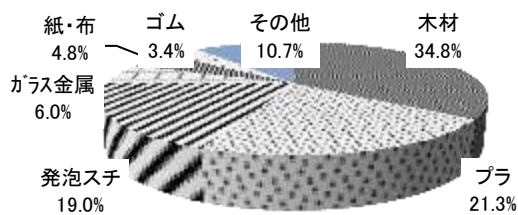


西部地域における海岸漂着物の量（割合）

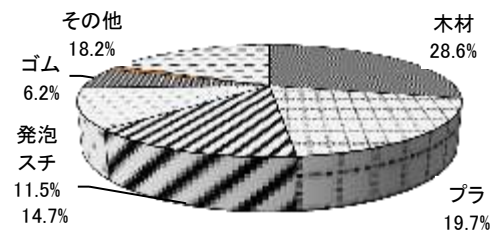


- ごみの種類は、西部、中部、東部とも木材が最も多かったが、西部ではカキ筏の竹、カキ筏のフロート（発泡スチロール）、カキ筏接合のパイプが海岸に多く打ち上げられ、これらはカキ養殖から発生したものと推測された。

東部地域における海岸漂着物の量（割合）



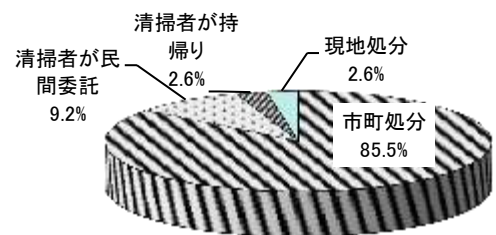
中部地域における海岸漂着物の量（割合）



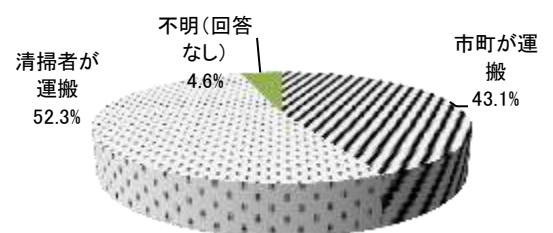
(3) 海岸漂着ごみの処分状況

- 回収したごみの処分方法は、市町処分が 65 件 (85.5%)、民間委託が 7 件 (9.2%)、参加者が持ち帰って自己処分が 2 件 (2.6%)、現地処分が 2 件 (2.6%) であった。
- 回収したごみは、ほとんどが市町で処分されていることが把握できた一方で、清掃参加者が自らの負担で民間業者に委託して処分している実態も把握できた。
- また、市町で処分される場合、市町が清掃した海岸まで回収したごみを取りに来るのが 28 件 (43.1%)、参加者が市町のごみ清掃工場（又は指定場所）まで運搬するのが 34 件 (52.3%) で、参加者の負担で実施されている実態も見受けられた。

回収したごみの処分方法



市町処理施設への回収方法



4 県・市町等の取組

- 県内の海岸清掃は、毎年、「リフレッシュ瀬戸内[※]」の事業名で、県及び県内の沿岸市町（13 市町）により、活発に実施されている。平成 25 年度の県内の実施箇所は 35 か所
 - ※「瀬戸内・海无路ネットワーク推進協議会」（国、瀬戸内海沿岸の県・市町村で構成）の主催で、平成 5 年から瀬戸内海沿岸等で毎年実施されている海岸清掃の事業
- 陸域に不法投棄等されたごみは、海岸漂着ごみとなる可能性があり、海岸・陸域における散乱ごみの回収の活動として、県が道路・河川の清掃等のアダプト活動を行う団体・企業を認定する「マイロードシステム事業」や「マイリバー制度」、県が県内の海浜で清掃・美化活動、生物調査などの環境保全活動を行うボランティア団体等を認定する「せとうち海援隊」などがある。
- また、県内の主要な港湾では、一般社団法人広島県清港会が清掃船で漂流ごみの回収を実施している。

5 海岸漂着ごみ清掃活動の課題について

アンケート調査、清掃実施者との意見交換、現地調査等から、海岸清掃の課題を次のとおり取りまとめた。

1	費用面で清掃活動の継続困難	回収されたごみの処分費等を一部参加者が負担し、用具等の支出、交通費等は参加者が負担しており、清掃活動を継続していくため、費用面の支援が必要
2	清掃活動の広報が不足	海岸清掃は多くがボランティア団体等の善意で実施されているが、その活動は周知されていないため、活動者のやりがい感を充実させ、県民が広く参加できる仕組みの検討が必要
3	海岸漂着ごみの実態調査が必要	海岸漂着ごみ対策を、効果的・効率的な清掃活動を実施していくため、回収されたごみの量、種類のデータの集約・整理が必要
4	参加者の連携・協力が必要	海岸清掃している団体は、他の団体の活動状況が把握されていないため、関係者が意見交換・情報共有する意見交換の場を設定するなどして、効果的かつ実効ある清掃活動の実施が必要
5	海岸漂着ごみの原因となる関係業者の指導が必要	海岸漂着ごみの特性から、発生原因と考えられる関係団体に対し、海岸漂着ごみとしない対策を要請するとともに、業者自らが対策の検討・実施が必要
6	釣り人その他レジャー関係者の不法投棄等の対策が必要	海岸漂着ごみには、レジャー客のポイ捨て、マナーの悪い釣り客、後片付けの不備等に起因するものもあると想定されるので、マナー向上の啓発、不法投棄対策の強化が必要

(参考：協議した団体・現地調査場所)

	【西部海域】	【中部海域】	【東部海域】
協議団体	宮島パークボランティアの会 江田島カヌークラブ	大久野島活性化協議会 海越女性会	浦島漁業協同組合 環境市民ネットまつなが
現地調査	廿日市市宮島 入浜, 腰細浜 江田島市 長瀬海岸 がんね海岸, 入鹿海岸	竹原市 的場海岸 呉市 海越地区	尾道市 百島沿岸 福山市 松永湾

6 海岸漂着ごみの清掃を推進していくための対策

5で挙げた課題をもとに、海岸漂着ごみの対策を推進する方向性を、次のとおり取りまとめた。

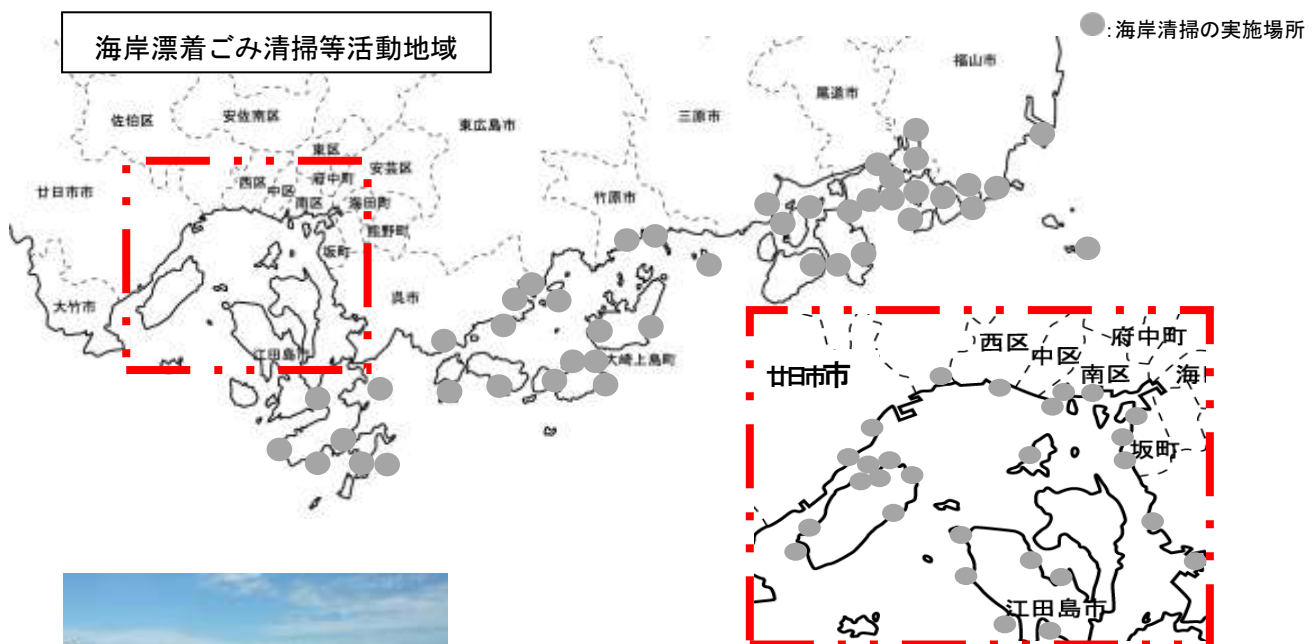
1	海岸漂着ごみ清掃活動への支援	現在、県が実施している市町が実施する海ごみ対策事業に対する補助事業（回収・処分費の1/2補助）による積極的支援を継続
2	海岸漂着ごみ清掃活動の広報	清掃実施者から活動状況の収集、ホームページ等による広報、各団体ホームページのリンクによる活動状況の周知啓発等
3	海岸漂着ごみの実態調査	県内の海岸漂着ごみの詳細調査の実施、継続調査の実施 活動実施者に統一した調査票を配布し調査状況を集約
4	清掃活動実施者の連携・協力	清掃実施者が情報共有する場を設定し、活動内容、清掃活動の課題、要望等の意見交換、情報交換を実施し、連携・協力のあり方を協議
5	海岸漂着ごみ防止対策の実施	陸域での不法投棄は河川等を経て海域に流れ着くことから、現行の不法投棄防止対策の継続実施、効果的な対策の検討

6	企業のCSR活動との連携	企業のCSR活動として海岸清掃を提案について検討 今後、企業活動と連携した海岸清掃の検討
7	多様な主体の連携・協働	県、市町、海岸管理者、清掃活動者が各々の役割分担のもと、相互に連携し、海岸清掃の効果的な対策を検討
8	地域計画の策定	海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画を策定し、計画に基づく海岸漂着ごみ対策の実施及び進行管理

7 今後の対応

アンケート調査等から、県内においても、多くの海岸漂着ごみが発生し、海岸清掃は県・市町等の行政機関のほか、ボランティア等の民間団体の善意により実施されており、その課題も把握された。

今後は、こうした実態を踏まえ、課題解決を図りながら、海岸清掃が推進される具体的な方策を検討・実施していく必要がある。



海岸漂着ごみの状況(宮島 腰細浦海岸)



回収した発泡スチロール(宮島 一時保管)



漂着したパイプ(江田島 長瀬海岸)



海岸漂着ごみの状況(江田島 がんね海岸)



リフレッシュ瀬戸内による海岸清掃(地御前海岸)



リフレッシュ瀬戸内による海岸清掃(的場海岸)